

高齢者等みまもり収集に関する協定書

東村山市（以下「甲」という。）と東村山市環境整備事業協同組合（以下「乙」という。）は、東村山市における高齢者等みまもり収集に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 高齢者等がいつまでも住みなれた地域で安心して生活ができるよう、一般廃棄物の収集時に、高齢者等のみまもりを行うものとする。

（情報提供の方法）

第2条 乙は、通常排出されている一般廃棄物が排出されていないなど異変を察知したときは、別表に定める地域を担当する地域包括支援センターに通報するものとする。

（情報の利用）

第3条 乙から提供された情報は、甲及び地域包括支援センターが高齢者等に対して必要な支援を行うために利用するものとする。

（秘密の保持）

第4条 乙は、高齢者等みまもりにおいて、個人情報等知り得た情報を第三者に漏えいしないようにするものとする。

（協定の期間）

第5条 この協定の期間は、締結した日からその日の属する年度の末日までとする。

ただし、甲乙から終了の意思表示がなければさらに1年間更新するものとし、以降同様とする。

（協議）

第6条 この協定の内容に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて甲と乙で協議して定めるものとする。

別表（第2条）

事業者名	地域	地域包括支援センター名
加藤商事（株）	本町	中部地域包括支援センター
	久米川町	中部地域包括支援センター
	恩多町	中部地域包括支援センター
	野口町	北部地域包括支援センター
	富士見町	西部地域包括支援センター
	青葉町	東部地域包括支援センター
	多摩湖町	北部地域包括支援センター
東光建設（株）	美住町	西部地域包括支援センター
	秋津町	東部地域包括支援センター
	廻田町	北部地域包括支援センター
	諏訪町	北部地域包括支援センター
千葉企業（株）	栄町	南部地域包括支援センター
	萩山町	南部地域包括支援センター

甲と乙は、本書2通を作成、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有するものとする。

平成24年6月19日

甲 住所 東京都東村山市本町1丁目2番地3
氏名 東村山市長 渡部 尚

乙 住所 東京都東村山市恩多町1丁目12番地3
氏名 東村山市環境整備事業協同組合
代表理事 加藤 宣行